

第2章 緑の現状と課題

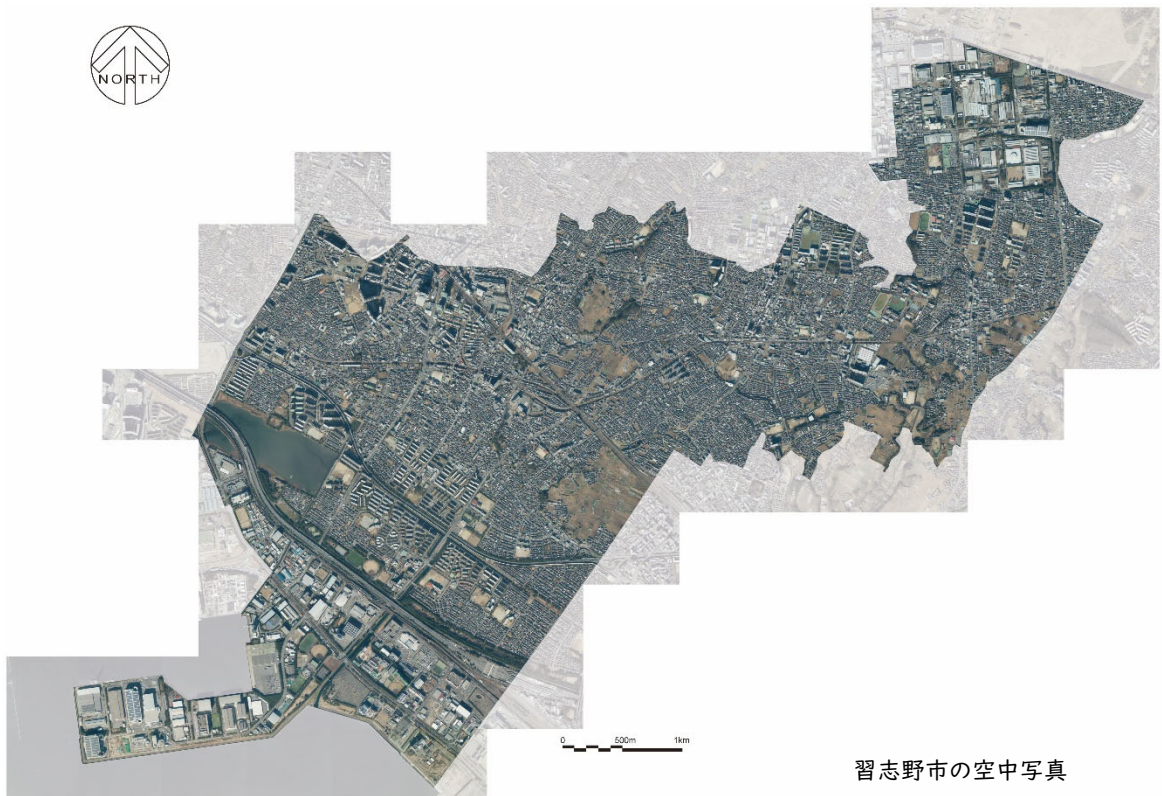
I 習志野市の概況

(1) 位置・面積・人口

習志野市は、千葉県の北西部に位置し、東京都心から約30km圏にあり、東は千葉市、西は船橋市、北は八千代市に接し、南は東京湾に面しています。総面積は2,097haで、人口約17万5千人の都市です。



面積・・・2,097ha
東西幅・・・8.9km
南北幅・・・6.2km
海拔・・・0.8m~30.6m



習志野市の空中写真

(2) 地形

習志野市の地形は、大きく分けて内陸部の自然地形と平坦な埋立地から形成されています。

内陸部は、台地・段丘斜面・谷津地形・海岸平野と、変化のある自然地形が形成されています。地形条件の厳しい段丘斜面や谷津地形等には緑が今なお残されており、都市にうるおいを与えています。

埋立地は、公園緑地が計画的に整備され、習志野市内では緑の量が多い地域となっています。また習志野市のシンボルである谷津干潟は、ラムサール条約の登録湿地となっています。

(3) 植生

習志野市に存在する植物種としては千葉県内陸部で普通に生育している植物種がほとんどであり、樹林の構成は常緑広葉樹と落葉広葉樹が混在したものが主で、自然林を構成する代表的なものは前者ではスダジイ、タブノキ、シラカシ、後者ではケヤキ、エノキ、ムクノキ等が見られます。

しかし、そのままの形で残っているところは少なく、ほとんど人工林であるうえ、習志野市は緑に乏しいため社寺林や屋敷林等が貴重な存在となっています。

(4) 動物相

習志野市の哺乳類は、都市化の進んでいる関東地域での一般的な種構成をしており、ネズミ類、コウモリ類、モグラといった種が中心となっています。

鳥類はヒヨドリやムクドリ等の都市域の鳥類としての位置づけを有するものがほとんどですが、国指定鳥獣保護区及びラムサール条約登録湿地となっている谷津干潟周辺では水鳥を中心とした種類が多く、特に渡りの季節には種類、数共に増加します。

その他に昆虫類は、平地性の種が目立ち、一般的に市街地で普通にみられる種が優占種として確認されています。

(5) 水系

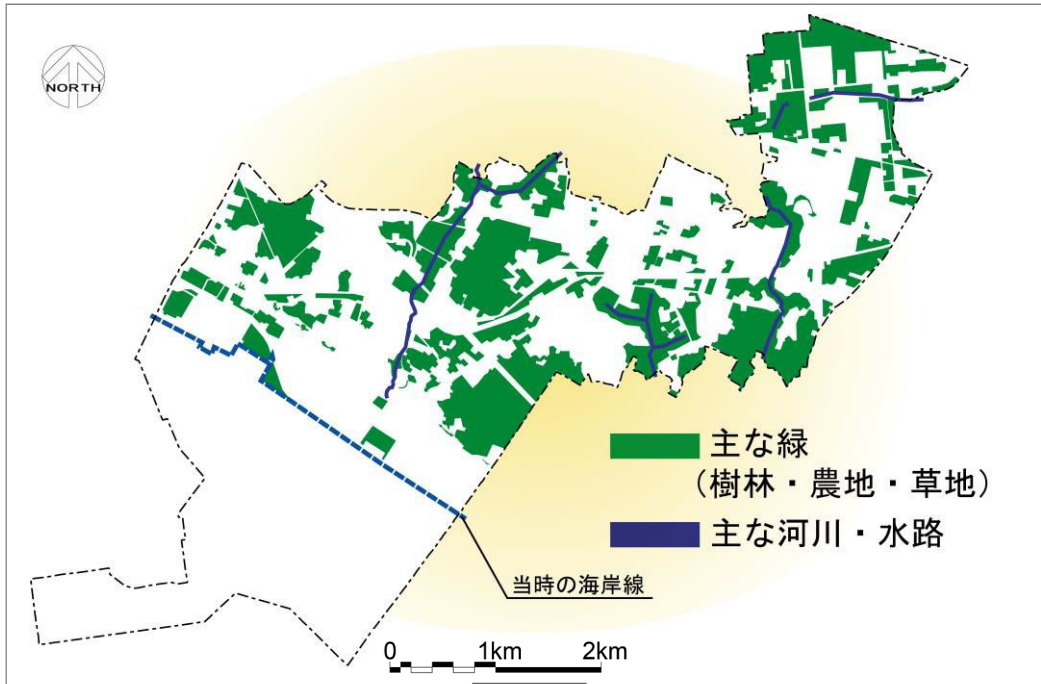
習志野市の河川は、二級河川の谷津川・菊田川があります。また水路として、浜田川等があります。

海域は、湾内という閉鎖性水域の特殊条件から、赤潮や青潮が発生しています。

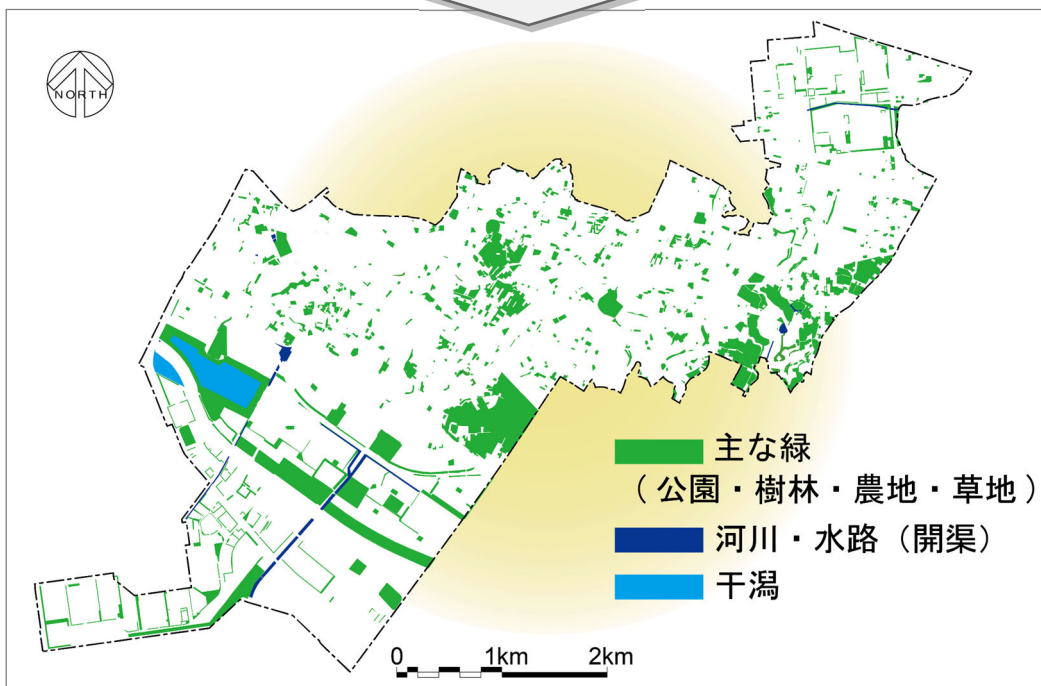
また、習志野市内のところどころで湧水が確認されています。

2 習志野市の緑の変遷

昭和44年頃は、緑も比較的残っており、現在の秋津・茜浜地区等の埋立地もなく自然海岸も残っていました。その後、首都圏の急激な人口の増加と、それに伴った周辺都市部のベッドタウンとしての宅地開発により、習志野市も例外にもれず自然が急激に少なくなってきました。また、埋立て事業に伴い自然海岸もみられなくなってきました。



昭和44(1969)年の習志野市



現在の習志野市

3 習志野市の緑の現況量

(1) 緑地の現況量

習志野市の都市公園、都市公園等と緑地の面積、及び市民一人あたりの面積は次のとおりです。

区分	面積	一人あたり面積
都市公園	117.5ha	6.7 m ² /人
都市公園等	154.0ha	8.8 m ² /人
緑地全体	285.1ha	16.3 m ² /人

市街化区域及び都市計画区域に対する緑地の割合は次のとおりです。

区分	市街化区域 (1,862ha)	都市計画区域 (2,097ha)
緑地の面積	194.3ha	285.1ha
緑地の割合	10.4%	13.6%

(2) 緑の空間の現況量

緑の空間の現況量は次のとおりです。

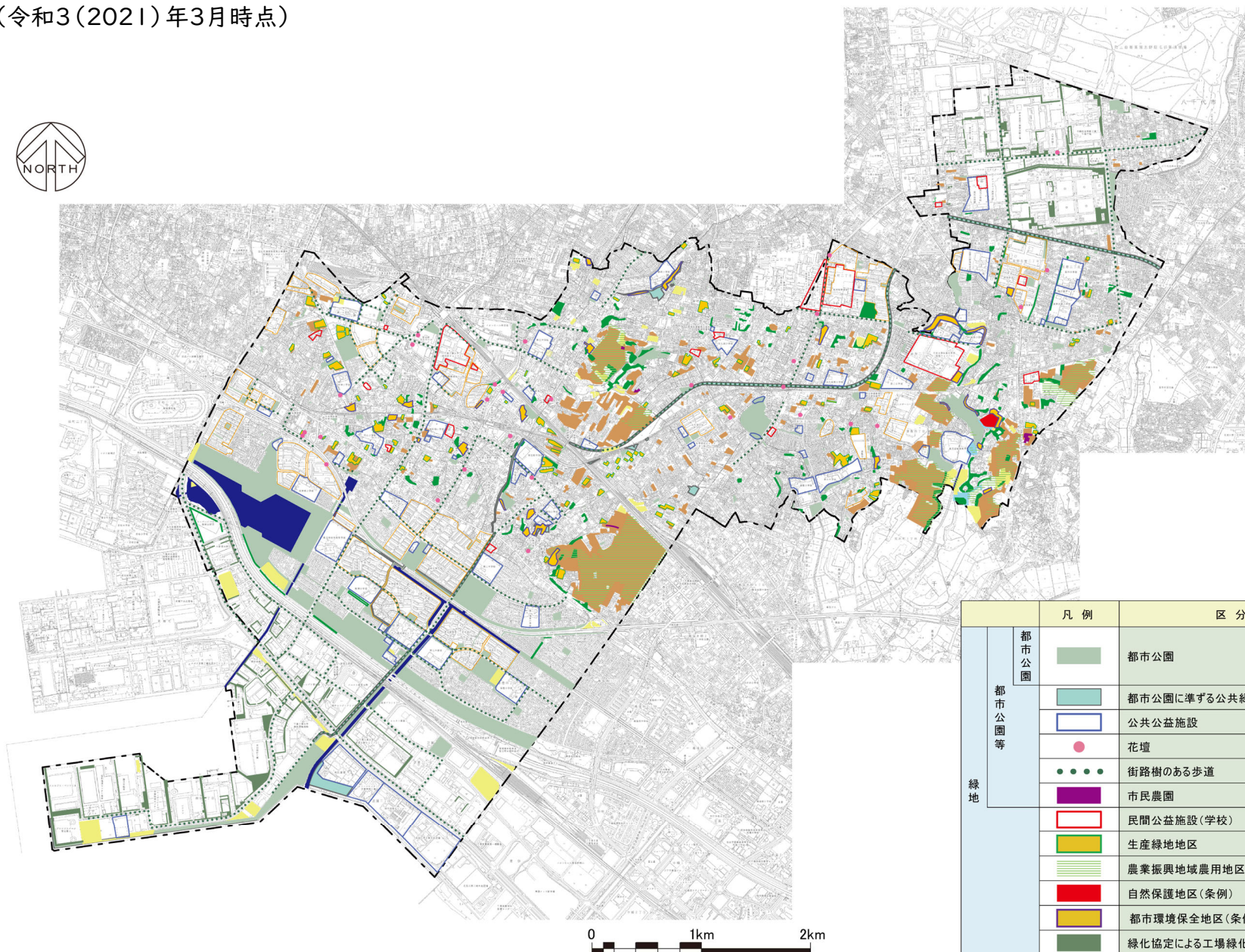
区分	面積
樹林地	21.0 ha
草地	22.3 ha
水面	30.3 ha
水田	0.6 ha
畑	47.3 ha
中高層住宅地内の植栽地	27.2 ha
合計	148.7 ha

(3) 緑の現況量

緑地と緑の空間をあわせた緑の量は、次のとおりです。

区分	面積
緑地	285.1 ha
緑の空間	148.7 ha
合計	433.8 ha
市域全体に対する割合	20.7 %

● 緑の現況図(令和3(2021)年3月時点)



4 習志野市の緑の評価

習志野市の緑が果たす役割を、『環境保全』『レクリエーション』『防災』『景観構成』の4つの視点によって評価します。

4つの視点	重要な緑の要素
環境保全	<ul style="list-style-type: none">● 都市の骨格となる緑● 自然環境の保全に役立つ緑● 快適な生活環境に役立つ緑
レクリエーション	<ul style="list-style-type: none">● 日常的な憩いの場となる緑● 自然とのふれあいの場となる緑● ネットワークとなる緑
防災	<ul style="list-style-type: none">● 一時避難場所・避難路となる緑● 災害を抑えるために役立つ緑● 環境負荷を抑えるために役立つ緑
景観構成	<ul style="list-style-type: none">● 自然的・歴史的景観としての緑● 都市景観を美しくする緑● 彩りのある緑

(1) 環境保全系統の緑の評価

① 都市の骨格となる緑

評価の内容	評価できる緑
<p>まとまりのある緑の存在は、都市の骨格を形成する要素として極めて重要な緑です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 習志野緑地（谷津干潟公園、秋津公園、香澄公園） ● 谷津干潟 ● ハミングロード ● 実花緑地 ● 海に面した茜浜緑地、海浜公園 ● 地区公園 （谷津公園、実籾本郷公園、袖ヶ浦運動公園、中央公園） ● 藤崎森林公園

② 自然環境の保全に役立つ緑

評価の内容	評価できる緑
<p>シギ・チドリ等が渡来する谷津干潟や、自然保護地区として市民活動が盛んな実籾本郷公園周辺等が、野生動植物の生息・生育地として代表的です。</p> <p>また、市内に点在する社寺林や斜面林は、習志野市の谷津地形に残された貴重な緑です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 谷津干潟 ● 実籾本郷公園、実籾自然保護地区 ● 都市環境保全地区 ● 社寺林・社寺境内地 ● 斜面林 ● 市街化調整区域の農地 ● 習志野の森

③ 快適な生活環境に役立つ緑

評価の内容	評価できる緑
<p>快適な生活環境を支える緑として、生活に身近に利用される近隣公園・街区公園や街路樹のある歩道、緑道、生産緑地、屋上・壁面緑化、住宅地等の緑は、緑陰の提供や気温上昇の抑制等、都市にうるおいと彩りを与えています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 近隣公園、街区公園 ● 住宅や団地の緑 ● 街路樹のある歩道 ● 緑道 ● 生産緑地

(2) レクリエーション系統の緑の評価

① 日常的な憩いの場となる緑

評価の内容	評価できる緑
<p>身近な公園（街区公園、近隣公園、地区公園）やハミングロード、学校の校庭等、社寺林等が、日常的な憩いの場として利用されています。</p> <p>また、谷津バラ園、谷津干潟、実籾本郷公園、習志野緑地、鷺沼城址公園といった特徴的な緑も、優れたレクリエーションの場を提供しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 街区公園、近隣公園、地区公園 ● 習志野緑地（谷津干潟公園、秋津公園、香澄公園） ● ハミングロード ● 海に面した茜浜緑地、海浜公園 ● 学校 ● 社寺林・社寺境内地 ● 住宅や団地の緑 ● 谷津公園（谷津バラ園） ● 谷津干潟 ● 実籾本郷公園、実籾自然保護地区 ● 鷺沼城址公園

② 自然とのふれあいの場となる緑

評価の内容	評価できる緑
<p>谷津干潟や、海辺の茜浜緑地・海浜公園、都市緑地や斜面林、市民農園等が自然とのふれあいの場を提供しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 谷津干潟 ● 海に面した茜浜緑地、海浜公園 ● 実籾本郷公園、実籾自然保護地区 ● 都市緑地 ● 斜面林 ● 市民農園 ● 習志野の森

③ ネットワークとなる緑

評価の内容	評価できる緑
<p>ハミングロードや習志野緑地、緑道や街路樹のある歩道、帯状の公園緑地等の連続する緑は、レクリエーションの場のネットワークを形成しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ハミングロード ● 習志野緑地（谷津干潟公園、秋津公園、香澄公園） ● 緑道 ● 街路樹のある歩道 ● 京葉道路沿いの緑地 ● 実花緑地

(3) 防災システムの緑の評価

① 一時避難場所・避難路となる緑

評価の内容	評価できる緑
<p>公園や学校等が一時避難場所として計47箇所指定され、地区ごとに均等に配置されています。</p> <p>その他の公園緑地や緑道等も、災害時には身近な避難の場や避難路として利用されることが考えられます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市公園・緑地 ● 学校 ● ハミングロード ● 緑道 ● 街路樹のある歩道

② 災害を抑えるために役立つ緑

評価の内容	評価できる緑
<p>地震等による急傾斜地の崩壊を抑える斜面林や、火災の延焼を防ぐ都市公園、市街化調整区域の農地、生産緑地、沿道の生け垣等は、災害による被害を軽減するために役立ちます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市環境保全地区 ● 斜面林 ● 住宅や団地の緑 ● 都市公園・緑地 ● 市街化調整区域の農地 ● 谷津干潟 ● 生産緑地 ● 街路樹のある歩道

③ 環境負荷を抑えるために役立つ緑

評価の内容	評価できる緑
<p>習志野緑地や、都市公園、街路樹のある歩道等によって、市街地での大気汚染・騒音等の公害を緩和しています。</p> <p>工場内の植栽は、工場における騒音等を抑えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 習志野緑地（谷津干潟公園、秋津公園、香澄公園） ● 都市公園・緑地 ● 街路樹のある歩道 ● 京葉道路沿いの緑地 ● 工場の緑

(4) 景観構成系統の緑の評価

① 自然的・歴史的景観としての緑

評価の内容	評価できる緑
<p>自然が残されている優れた景観として、鳥のオアシスである谷津干潟や、自然豊かな谷津田が残る実籾自然保護地区、緑豊かな都市環境保全地区等があります。</p> <p>また優れた歴史的景観としては、古民家のある実籾本郷公園や藤崎森林公園、鷺沼城址公園、文化財等があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 谷津干潟 ● 実籾本郷公園・実籾自然保護地区 ● 都市環境保全地区 ● 海に面した茜浜緑地、海浜公園 ● 市街化調整区域の農地 ● 斜面林 ● 社寺林、社寺境内地 ● 藤崎森林公園 ● 鷺沼城址公園 ● 保存樹木・名木百選、文化財

② 都市景観を美しくする緑

評価の内容	評価できる緑
<p>普段の市民生活のなかでよく目にする緑として住宅の緑、商店街や公共施設、民間施設の緑等があります。屋上や壁面の緑化、工場内の緑地も、緑の美しい景観を提供しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設内にある緑 ● 民間施設内にある緑 ● 住宅や団地の緑 ● 商店街の緑 ● 生産緑地 ● 工場の緑

③ 彩りのある緑

評価の内容	評価できる緑
<p>華やかなバラを愛でることのできる谷津バラ園、サクラやショウブを見ることが出来る習志野緑地や実籾本郷公園、藤崎森林公園の他、ハミングロードの連続した緑や実花緑地のクロマツ等の緑は、都市にうまいと彩りを与えています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 谷津バラ園 ● ハミングロード ● 習志野緑地（谷津干潟公園、秋津公園、香澄公園） ● 実籾本郷公園 ● 藤崎森林公園 ● 鷺沼城址公園 ● 実花緑地 ● 緑道 ● 街路樹のある歩道 ● 花壇

5 緑に関する活動

(1) 市の普及啓発活動

習志野市では、主に次のような普及啓発活動を行っています。

① 習志野市名木百選事業

市民から推薦された樹木のなかから、樹木の専門家や市民6名による「習志野市名木選定委員会」で選定した樹木について、平成14(2002)年11月15日に「習志野市名木百選」として75本を指定しました(倒木などにより、現在は65本)。

② 緑のふるさと基金

「習志野市緑のふるさと基金」は、習志野市の市街化が進むなか、民有地緑化の推進とあわせ、暮らしのなかで緑を育て、緑への愛着を持つ心を養い、次代に伝えていくため、市民と行政が協力して緑豊かなまちを作るために緑化の推進を図っています。基金による主な政策としては、緑の相談や桜守の育成、花の種子の配布等があります。

③ 習志野市花いっぱい花壇づくり事業

市民一人ひとりが夢と輝きをもって自己実現できる習志野市をめざして、市民と行政の協働で地域の美化を推進する「習志野市花いっぱい花壇づくり事業」があります。

④ 谷津干潟の日

市民の貴重な財産である谷津干潟の保全に向け、市民と行政が共に考え行動していく日として、平成9(1997)年6月に「谷津干潟の日」を制定しました。湿地保全や水鳥の保護に向けて、毎年6月に講演会、観察会等の諸行事を実施しています。また、市民ボランティア等による清掃活動も実施しています。

(2) 市民団体等の活動

習志野市では、主に次のような自然保護団体や個人による活動が行われています。

- 自然保護団体や個人による、谷津干潟を守り、野鳥の観察・保護をする活動
- 市民団体や地元町会による、千葉大学腐敗研究所跡地（泉町3丁目）での、生態系を含めた「習志野の森」保存活動
- 市民グループによる、ふるさと習志野の自然を考え行動することをテーマに、身近な動植物等の自然とのふれあいを進めている活動
- 地元保護団体による、実籾本郷公園周辺の樹木の育成保護、稲作りや水生動植物を育む環境づくりの活動
- 自然保護団体による、休耕田を復元し、親子での稲作体験を通して谷津田のすばらしさを伝える活動



谷津干潟

6 課題の把握

習志野市において、緑のまちづくり推進のための課題を挙げると次のようになります。

(1) 自然的・歴史的環境の緑の保全と育成

- 谷津干潟は、国指定鳥獣保護区及び特別保護地区に指定され、ラムサール条約登録湿地となっています。習志野市のシンボルである自然環境として、今後も保全を図ることが必要です。
- 旧鴫田家住宅や谷津田の残る実籾本郷公園・実籾自然保護地区は、歴史と自然が調和した貴重な緑の姿を継承しており、保全を図っていくことが必要です。
- 「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」による都市環境保全地区や保存樹木その他、社寺林や斜面林、名木百選等、習志野らしい貴重な自然環境の保全を図ることが必要です。
- 旧大沢家住宅のある藤崎森林公園は、谷津地形の水辺と樹林を活かした公園であり、周辺には堀込貝塚や谷津田等の農地が残っています。これら貴重な歴史と自然を受け継いでいけるよう、適切な保全策を図ることが必要です。
- 本来、自然環境が有する多様な機能を社会の様々な問題に活用するグリーンインフラの考え方や持続可能な開発目標（SDGs）など、新たな視点に基づく緑の保全と育成、活用を検討することが必要です。



谷津干潟

(2) 快適な都市環境を創出するための緑の骨格形成

- 習志野市の幹線緑道であるハミングロードや、緑の拠点である谷津干潟、習志野緑地、谷津バラ園、実籾自然保護地区等は、緑の重要な拠点となっています。これら拠点どうしをつなぐ緑を創出し、緑のまちづくりの骨格を形成することが必要です。
- 快適な都市環境を創出するため、持続可能な開発目標（SDGs）やヒートアイランド現象の緩和等に役立つ公共施設や民有地の緑化を推進することが必要です。



谷津バラ園

(3) 市民の憩いや活動の場となる緑の創出

- 習志野緑地は休息、観賞、遊戯、運動等の施設が整い、市内だけに限らず市外からも多くの人々が利用する大規模公園であり、引き続き魅力の向上を図っていくことが必要です。
- 習志野市の市民一人あたりの都市公園等の面積は約8.8㎡/人であり、決して満足できる数値となっておらず、特に近隣公園・地区公園といった身近で多様なレクリエーションが行える場所が不足しています。このため、公園の整備水準や誘致距離等も踏まえて市域全体にバランス良く公園を配置することが必要です。
- 公園づくりにおける市民参加や企業の協力を図り、多様なニーズに応えることのできる公園とし、だれもが安全で安心な公園利用ができるよう、公園を整備することが必要です。
- 市民が身近に自然とふれあう機会が得られるよう、里山や水辺の活用、農地の保全を図ることが必要です。併せて、都市部の農地は食料の供給、防災、良好な景観と環境など、多様な機能を有する緑地として位置づけ、その計画的な保全を図ることが必要です。
- 東京湾の水辺空間は、ウォーターフロントとして、市民が水辺に親しめる環境づくりを推進することが必要です。



習志野緑地



茜浜緑地

(4) 特色ある緑の都市景観の形成

- ハミングロードは、沿道にサクラ並木や多くの樹木が連なり、景観形成や市民の交流の場として貴重な財産となっています。未整備区間の整備や植栽環境の充実、優れた歩行空間の確保等を進めることで、魅力ある景観の形成を図ることが必要です。
- 谷津田や大きくまとまった農地は、市民にうるおいややすらぎを与えてくれる景観であり、貴重な田園景観の保全を図ることが必要です。
- 斜面林や社寺林は、緑豊かな景観を形成していますが、これら民有地である樹林については、伐採や開発により消失しないよう、緑地としての永続性を確保するための方策を検討することが必要です。
- 鉄道の駅周辺は、まちの顔となる都市景観の形成を図るため、花や緑を取り入れた美しい景観形成を図っていくことが必要です。
- 地域の個性を活かした都市景観を形成していくため、公園や道路の他、住宅地や商店街、事業所や工場についても、個性的な緑の創出を図っていくことが必要です。



ハミングロード



社寺林



市街化調整区域の農地

(5) 災害に対応する緑の体系的な整備

- 地域防災計画と連携を図りながら、防災公園の整備を推進していくことが必要です。
- 幹線道路等への街路樹植栽や、緑道の整備を推進し、防災機能の向上を図ることが必要です。
- 市街地に隣接する農地は、都市型水害の軽減や、防火帯・災害時の一時避難場所としての機能が期待できることから、保全を図っていくことが必要です。



秋津第1号緑道

(6) 市民や企業との協働による緑のまちづくり

- 緑をテーマとした環境学習や市民のための緑の相談員育成等の啓発活動、また様々なメディアを利用した情報発信の強化を図っていくことが必要です。
- 市民団体の活動や団体間のネットワーク構築の支援を進めていくことが必要です。
- 市民に親しみのある緑を育てていただくため、様々な緑化活動や公園等の維持管理に対して市民が参加しやすい施策を検討し、推進していくことが必要です。
- 緑の現状について詳細に把握するため、大学や市民との協働による、定期的な調査や研究を行うことが必要です。
- 多様化する市民のニーズに対応するため、公園緑地の管理における指定管理者制度等の活用を図る等、新しい手法の導入を検討することが必要です。
- 自然環境や歴史的環境の保全に対する市民意識の啓発を図るため、緑に関する活動等を継続的に行うことが必要です。
- NPO法人や企業（企業の社会的貢献）など、民間主体による自発的な緑地の保全・整備の取り組みを公的に位置づける「みどり法人制度の拡充」、都市部における空地などの公園的な活用を民間主体で行う「市民緑地認定制度の創設」など、都市緑地法の改正を生かした新たな検討を図ることが必要です。
- 民間主体による再開発などの気運の高まりが見られる地区については、民間活力を生かした緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進していくことが必要です。



市民参加によるワークショップ